

静岡市都市公園条例の一部改正について

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月11日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例

静岡市都市公園条例（平成15年静岡市条例第231号）の一部を次のように改正する。

第19条の2第2項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 小学校の就学の始期に達していない者

別表第1（1）駿府城公園ア東御門・巽櫓、坤櫓及び日本庭園の表を次のように改める。

ア 東御門・巽櫓、坤櫓及び日本庭園の利用料金の限度額

区分			単位	金額
東御門・巽櫓	個人	一般	1回につき	200円
		小学生・中学生		50円
	団体	一般	1人1回につき	160円
		小学生・中学生		40円
坤櫓	個人	一般	1回につき	100円
		小学生・中学生		50円
	団体	一般	1人1回につき	80円
		小学生・中学生		40円
日本庭園	個人	一般	1回につき	150円
		小学生・中学生		50円
	団体	一般	1人1回につき	120円
		小学生・中学生		40円
東御門・巽櫓	個人	一般	1回につき	360円
坤櫓		小学生・中学生		120円

日本庭園 (共通)	団体	一般	1人1回につき	280円
		小学生・中学生		90円

備考

- 1 「団体」とは、30人以上をいう。
- 2 「小学生・中学生」とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
- 3 「一般」とは、小学生・中学生以外の者をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例の施行の日において駿府城公園の東御門・巽櫓、坤櫓及び日本庭園の指定管理者となるものは、同日前においても、この条例による改正後の静岡市都市公園条例第8条第3項の規定の例により同日以後の駿府城公園の東御門・巽櫓、坤櫓及び日本庭園の利用に係る利用料金を定めることができる。